

国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会（第19回）

令和6年3月13日

【橘国土調査企画官】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会「国土調査のあり方に関する検討小委員会（第19回）」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、本日は大変お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただいております国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課国土調査企画官の橘でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、ウェブ会議併用での開催となります。会議の傍聴を御希望された方も、ウェブにてお聞きいただいておりますこと、御承知おきください。

通信トラブル等がもしありましたら、何とぞ御容赦いただきますようお願い申し上げます。

それではまず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、資料1、2、それから参考資料1、2でございます。もし不足等ございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。

御出席されている委員におかれましては、御発言いただく際には挙手いただきましたら、マイクをお渡しいたします。

ウェブで御参加の委員におかれましては、御発言の際は手挙げ機能を活用いただき、委員長からの指名がありましたら、マイク機能をオンにしてから御発言ください。なお、マイク機能のオン・オフを御発言の都度、お願いいたします。また、回線負担の軽減のため、御発言時のみカメラをオンにいただき、それ以外ではオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

本委員会の議事につきましては公開としますが、カメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきます。

なお、議事録につきましては、発言者も含めて公表とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会におきましては、仲山委員及び前葉委員がオンラインにて御出席されてお

ります。よろしくお願いいたします。

磯打委員及び久保委員におかれましては、本日は御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

【橘国土調査企画官】 それでは、これより次第2の議事に入ります。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。ここからは布施委員長に議事進行をお願いいたします。布施委員長、よろしくお願いいたします。

【布施委員長】 はい、承知いたしました。

皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、これで最終回の議論ということになりますので、ぜひとも忌憚のない御意見をいただければと思います。

本日も、議事が3つございますが、最後にいつもどおりに委員による意見交換の時間を取っておりますので、基本その部分で御意見を頂戴できればと思っております。

【布施委員長】 それでは、議事に従って進めさせていただきたいと思いますが、まず一番最初が質問等への回答及び関連する検討項目ということで、前回の小委員会ですら非常に多くの御意見を頂戴いたしましたけれども、十分にお答えできていない部分もあったかと思っておりますので、まずはその回答に関しまして事務局からお願いいたします。

【實井地籍整備課長】 ありがとうございます。それでは、前回御意見いただいたものうち、お答えができなかったものにつきまして、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料1の裏面を御覧ください。3項目ございます。

まず、1項目めでございますけれども、包括委託制度につきましては、地籍調査に精通した民間事業者等の法人に対し、地籍調査作業の全般、つまり測量工程及び一筆地調査に加えまして、工程管理及び検査を委託して実施するものでありますけれども、発注者により外注の範囲が異なるという実態がある中で、現場を預かる民間事業者が全ての責任を負うことのないよう、役割分担や責任の所在を配慮すべきであるという御意見をいただいたところでございます。

御説明事項といたしましては、民間事業者等への包括委託制度の適切な活用促進に向けて、事例や留意点等をまとめた活用事例集を作成、周知しているところです。引き続き、実

施状況などを踏まえながら、内容の精査等を行い、適切な活用促進を図ってまいります。

次に、第2項目めでございますけれども、街区境界調査について、民有地同士の境界を確認する一筆調査で立会不調等による街区境界未定が多いため、調査手法を再検討すべきであるとの御意見をいただいたところでございます。街区境界調査は、街区外土地、例えば道路と隣接している街区内土地、例えば民有地について1筆ごとに街区内外土地の境界を確認する調査でありまして、街区外土地と接する民有地同士の境界確認が必要となるものでございます。街区内境界未定となった場合においても、街区境界未定を構成する辺上のうち、確認をすることができた筆界点の情報や街区境界未定となった経緯等は、街区境界調査票等に記録し、後続の地籍調査等に活用されるようにしているところであります。

御指摘の点につきましては、実施状況等を踏まえながら、街区境界未定の整理方法の精査等を行ってまいりたいと考えております。

3項目めでございます。19条6項は、民間測量成果を地籍調査の成果と同等に取り扱う19条5項指定について地方公共団体が代行申請するものですが、この民間測量成果を活用するに当たり、座標系が異なる場合は、点検測量で面積に相違が生じることがあります。当初の測量であらかじめ公共座標を使えばこれを避けることができるため、一定規模の民間開発等について、公共測量の手続きと一体となった活用などが有効であるとの御意見をいただきました。効率的に進めていく観点から重要な御指摘であり、公共測量の手続きと19条6項代行申請との一体的な活用に向けまして、関係省庁と調整を図ってまいります。

以上3点でございます。

【布施委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、特にここで確認しておきたいことはございますか。千葉委員もよろしいでしょうか。

【千葉委員】 はい、結構です。

【布施委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に進みたいと思います。本検討小委員会の報告書案の説明ということで、前回の小委員会及びその後の事前の事務局からの御説明から、皆様からたくさんの御意見、御指摘を頂戴しております。それに基づきまして報告書案を作成しておりますので、まずは事務局から報告書の説明をお願いいたします。

【實井地籍整備課長】 それでは、資料2を御用意ください。

先ほど委員長からお話がありましたように、前回、報告書骨子につきまして御説明をさせ

ていただいた際、様々な御意見、御指摘をいただいたところでございます。骨子にそれらの項目を追加し、整えましたものが本日御説明させていただく報告書となります。

なお、この報告書の巻末に、報告書の概要として5枚ほどパワーポイントの資料をつけさせていただきます。こちらにつきましては報告書の概要をコンパクトにまとめたものとして用意したものでございまして、本日は、この詳細について御説明は省略いたしますけれども、もしお読みになって何か御指摘等がございましたら、この資料等を含めて御意見をいただければと思います。

それでは、資料の本体について御説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

「Ⅰ はじめに」でございますけれども、国土調査のあり方に関する検討小委員会の設立と、これまでの開催の経緯をまとめるとともに、第7次計画期間におけるこれまでの地籍調査及び土地分類調査の実施状況等を検証するとともに、様々な近年の動向を踏まえ、第7次計画後半における国土調査の方向性について議論を行い、その結果を取りまとめたものとしております。

「Ⅱ 地籍整備について」の1. 地籍整備の現状と課題、(1)地籍調査の概要と効果でございますけれども、地籍調査の内容、地方公共団体等と国の役割分担等について示すとともに、地籍調査が土地取引の円滑化はもとより、災害発生時の早期の復旧・復興、社会資本整備・まちづくりの効率化等の効果が生じることから、まさに「社会のインフラ」として重要である、としております。

(2)地籍整備の実施状況、①地籍調査の実施状況では、第7次計画に定める目標値に対します令和4年度までの地籍調査及び基本調査の実施状況を表1に示しております。

②令和2年に措置した新たな調査手続・効率的な調査手法の活用状況では、確実にその活用が進展している状況を表2に示しますとともに、3ページ目以降の(ア)から(カ)で新たな調査手続・効率的な調査手法の内容とその活用状況を示すとともに、課題等について整理をしております。

5ページ目の③19条5項指定申請の活用状況では、制度の内容とその活用実績を示すとともに、さらなる活用のためには、地方公共団体が測量及び調査を行った者に代わって19条5項指定申請をすることができる制度について、活用促進に向けた検討が必要としております。

④関係機関との連携では、地籍調査の円滑な実施には、関係機関との連携が必要不可欠で

あり、法務局との連携、林務部局との連携について、その取組状況と市町村等からのアンケート結果を示しつつ、引き続き、こうした連携等を促進する必要があるとしております。

⑤地籍調査に未着手又は休止中の市町村の解消では、表3に近年の解消状況を示しますとともに、引き続き、地域の実情を踏まえた対策等を講じる必要があるとしております。

(3)地籍調査を取り巻く近年の動向では、4項目で整理をさせていただいております。

①災害リスクの高まりでは、事前防災としての地籍調査を速やかに実施し、土地所有者等の調査や境界の明確化を行うことにより、円滑な防災・減災事業の実施や迅速な復旧・復興につなげることが求められています。

②所有者不明土地対策の進展では、令和3年に民法及び不動産登記法が改正されるとともに、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立するなど、民事基本法制の見直しなどについて示しています。

③地理空間情報のデジタル化の進展では、令和5年1月に登記所備付地図等の電子データが公開され、地理空間情報として新たな付加価値を創出する取組が進展を見せており、さらなる役割が期待されるとしております。

次に、④地籍調査の厳しい実施環境では、国と地方公共団体が一体となって強力で押し進めていくべき施策であるが、地籍調査に関する国民の理解醸成や地方公共団体内部での実施環境の確保が十分になされているとは言い難い状況にある。地籍調査の実施に当たっては、人材の確保・育成、首長による強力なリーダーシップが重要であるが、地籍調査を実施する担当職員数が1人以下の地方公共団体も多く、長期的な実施体制や目標のあり方等を喫緊の課題として早急に検討していく必要があるとしております。

次に、(4)地籍整備の課題(まとめ)では、(2)及び(3)で項目別に整理をいたしました課題について取りまとめたものとなっております。

次に、2.第7次計画後半における取組の方向性ですが、1.で整理をいたしました地籍整備の現状と課題を踏まえた今後の取組の方向性について、項目別に取りまとめたものとなっております。

まず、(1)地籍調査の実施環境整備については、地籍調査について広く国民にその重要性を認識してもらうため、事前防災としての重要性を含め、積極的に周知・広報する取組を進めるべき。調査実施が困難な自治体等に対して、地籍アドバイザーを含めた国による相談体制の強化等を含め、地籍調査を継続的に実施できるよう十分努めること。民間への包括委託制度について、受託可能な事業者が少ないこと等の課題に対する解消方策の検討を進め

るとともに、好事例の収集・横展開等、更なる活用促進のための措置を講じるべきであるとしております。

(2)一筆地調査の円滑化では、更なる円滑化に向けて講じるべき措置について、①所有者等関係情報の利用拡大については、固定資産課税台帳等と同様に、利用可能な所有者等関係情報について整理し、更なる利用拡大を図るべき。また、所有者探索事務の円滑化の観点から、個人情報保護に留意しつつ、森林組合等の民間事業者が地籍調査の実施主体となる場合も含めた検討を行うべきである。

②現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の対応につきましては、土地所有者等の所在が判明しているにもかかわらず、現地調査等の通知を行っても反応がなく、立会い等の協力が得られない場合において、当該土地所有者等に対し、筆界案の送付により確認を求めても期限までに何ら回答がない場合でも調査を進めることができるよう、所要の措置を講じるべき。また、地籍調査の実施主体である市町村等に対する事後の紛争リスクを軽減する措置についても併せて検討を行うべきである。

③オンラインによる筆界確認については、図面等だけでは十分に現地の筆界を確認することが困難な場合において、オンラインによる筆界確認の方法について、長期的な視点で国による所要の技術検証や手続の検討等を進めるべきである。

④地方公共団体による筆界特定申請の活用促進については、筆界未定の防止の観点から、地方公共団体による筆界特定の申請について、関係省庁と連携しつつ、地籍調査の工程に支障が生じないような工夫を含め、活用促進方策を講じるべきである。

⑤現地調査の整理・将来的なあり方の検討については、地籍調査における筆界確認の類型をケースごとに分類し、ガイドライン等を作成するなど、地籍調査に当たる市区町村等の筆界確認の負担や事後の紛争リスクの軽減のための措置を講じるべき。また、令和3年の民法改正による共有関係ルールの見直しを踏まえ、地籍調査の迅速化の観点から、原則として、1筆の土地が共有地となっている場合に土地所有者等全員での筆界確認を必要とする取扱いについて、共有者間の法律関係に関する民法上の議論も踏まえ、長期的な視点で検討すべきであるとしております。

(3)都市部における地籍調査の促進では、①街区境界調査の導入促進については、街区境界調査の導入効果や区域選定の考え方などの整理やMMSの活用マニュアルの作成、地籍アドバイザーや国の職員の派遣、研修等により普及・啓発を進めるべき。また、街区境界調査の成果が広く活用されるよう、街区境界調査成果の一般公開や関係省庁と連携した成果

の公開等の方策について検討を行うべき。

②19条5項指定制度の活用促進については、19条6項による代行申請制度について、国によるモデル事業の実施を含め、事例の創出や公共測量との一体的な運用など、申請に必要なノウハウの収集等を進めるべきであるとしております。

(4)山村部等における地籍調査の促進については、リモートセンシングデータを活用した調査の現行法令上の取扱いについて見直し、対象区域を拡大することも含め、所要の制度改正を行うとともに、公有林地等との境界確認の円滑化、森林境界明確化事業との連携、地籍アドバイザーや国の職員の派遣、研修等による地籍調査手法の普及・啓発の取組を進めるべきである。

(5)地籍調査成果の利活用の促進については、地籍調査の成果や登記所備付地図が地理空間情報として利用拡大されるよう、関係省庁と連携しながら情報収集や事例創出に努めるべきである。

(6)今後に向けた検討については、調査実施の体制や枠組みについて、さらに検討を深めるとともに、調査実施体制のあり方について、災害の激甚化・頻発化など様々な状況の変化や、調査対象地域以外の地域に向けた方策などの論点について配慮等を進めるべきである。第7次計画の計画目標実現のために実施可能な方策については、早期に導入すべきであるとしております。

【遠山大臣官房参事官】 続いて「Ⅲ 土地分類調査」でございます。

1. 土地分類基本調査（土地履歴調査）の現状と課題では、土地分類調査及びそのうち平成22年度から整備を開始しております土地履歴調査の概要についてお示ししております。その上で、近年、災害の激甚化・頻発化が懸念されている中で、土地の情報を取りまとめている土地履歴調査の着実な推進が期待されていること、また、カーボンニュートラル実現に貢献するまちづくりGXを促進する観点からも、土地履歴調査と他の土地情報と連携した取組が重要になっているということをお示ししております。

(2)土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施状況では、①調査の実施状況におきまして、まず、第7次計画の目標値である2万km²に対して、令和4年度末時点では進捗率が21%にとどまっているということをお示ししております。第7次計画では、技術の進展を踏まえた効率化した調査手法の検討を行うようにということをお示ししておりますので、それを踏まえて第7次計画の前半で整備手法の検討を行い、その結果を令和5年度から導入しておりますので、今後はさらなる整備面積の拡大が期待されるところでございます。

次のページにまいりまして、②調査成果利活用促進の取組状況でございますが、こちらはまず、地方公共団体向けに利活用方法をお示しするような事例集ですとか説明会を開催してございます。また、令和4年度から地理総合が高等学校で必修化されたことに伴いまして、先生方に活用いただけるような「土地履歴調査利用の手引き」というものも作成しております。

(3)土地分類基本調査(土地履歴調査)の課題(まとめ)では、今申し上げた整備の課題と利活用の課題について取りまとめてございます。

続いて2. 第7次計画後半における取組の方向性ですが、(1)整備の加速化というところでは、第7次計画後半においては、計画事業量の整備を達成するために、これまで外注していたようなものをなるべく内製化するような調査形態の見直しを図るということですか、調査を効率化するために地形分類項目の統合などを利用者ニーズも考えながら行っていくということをお示ししております。また、災害リスクが高いと考えられるような地域では、優先実施といったことも提起させていただきました。さらに、技術進化については日進月歩でございますので、これまで検討したような調査方法をさらに活用するといったようなことも含めて、現時点では導入困難な調査方法についても、不断に検討して調査の加速化を図るべきとしております。

(2)調査成果の利活用促進につきましては、まず地方公共団体においては、これまで都市計画等で御活用いただいていたましたが、特に立地適正化計画の作成・検討への活用といったことも新たに推進していくということ。また、広く国民に利用してもらうために、G空間情報センターへの調査成果の再掲ですとか、防災関連のイベントで利活用方法・利活用事例集の紹介、さらには地理教育向けの教材提供等の普及啓発を行っていくということでございます。また、防災に関連する機関などとの連携を視野に入れて、成果の有用性も含めた広報活動ですとか調査成果の利活用促進に取り組むべきであるということでございます。

最後に、(3)今後に向けた検討でございますが、継続的に利活用していただくためには、定期的なデータ更新が求められますので、関係機関と連携した更新方法について検討するという。また、先ほど来申し上げているような防災関係の機関との連携ですとか、あるいはまちづくりGXの観点から、もっと使いやすくするといったことのために整備の範囲ですとかデータ形式、提供方法なども含めて、そういった様々な施策を推進されている関係者の皆様、民間の皆様とも連携を図りつつ、よりよい調査成果が提供できるように検討してまいりたいと考えてございます。

報告書の最後、IV「おわりに」でございます。地籍調査と土地分類調査を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえまして、その重要性がますます高まっている状況にあります。本委員会で取りまとめた両調査の具体的方策の方向性を踏まえまして、第7次計画後半に向けた措置が講ぜられるとともに、今後に向けた検討の土台となることを期待したいとしてございます。

御説明は以上になります。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、議事3の意見交換に入りたいと思います。こちらの報告書の最終的な取りまとめに向け、今回が、皆様から御意見を伺う最後の場となりますので、ぜひとも御意見を頂戴できればと思っております。また、基本的には、こちらの報告書（案）への御意見をいただければと思いますが、御意見に限らず、感想や、また今後の国土調査に期待することなどを自由に御発言いただければと思います。

それでは、皆様から御意見を伺う前に、まず御欠席の委員の方からの御意見があったかどうかを確認したいと思います。

【橘国土調査企画官】 本日御欠席の磯打委員と久保委員からは、報告書（案）の内容について御了解をいただいております。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見をいただきたいと思いますが、これもいつもに倣いまして、3名の方に御意見をいただいてから、まずはお答えするという形を1ラウンドとして進めていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、オンラインで御参加の委員の皆様には、挙手機能をお使いいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どなたからでも構いませんので、御意見のある方はぜひ挙手をお願いいたします。

【内海委員】 内海でございます。

多くの課題を抱えている地籍調査、それから土地分類調査について、委員の方々からの多様な意見にととも丁寧にご対応くださり、そして簡潔にまとめてくださってありがとうございました。御苦労さまでした。

提起されている具体的な内容については、これまで議論がされてきたものですので、指摘するようなことはないかと思いますが、その考え方の基本となる部分の表現について、論旨

が見えにくいところがありますので、より伝わりやすいよう、その点について意見と質問をさせていただければと思います。

まず、地籍調査について、具体的には1ページ目から2ページ目の(1)地籍調査の概要と効果というところですが、ここでは概要と自治体及び国の役割分担、そして効果という流れで記載されていますが、それぞれの内容が読み取りにくいのではないかと思います。概要とその効果を具体的にお示しになった上で、その効果を上げ促進させていくために、自治体と国でそれぞれどのような役割分担がなされるべきかという流れで示されると、より後半で記載いただく内容が明確になってくるのではないかと思います。加えて、可能であれば、今日、早急に地籍調査を行わなければならない自治体の動機になるような意義を効果とともに示していただければいいのではないかと考えます。

質問として、これに関連して、その役割分担について、国の役割として地籍調査の推進に向けた施策の立案等と書いてありますが、この施策の立案とは何を示しているのか少し分かりにくいのではないのでしょうか。つまり、これ以降の本文の中で国と地方が一体となってという表現が幾つか出てくるにもかかわらず、この前提となる記載について国の役割が明確に記されていないように思われますので、可能な範囲で御検討をいただければと思います。

次に、土地分類調査についてですが、これは14ページの(3)土地分類基本調査の課題（まとめ）と書いてある部分、まとめなので非常に重要かと思っておりますが、ここでは広く国民が理解できるように、一層の情報発信を図ることが重要であるということが非常に強調されて書いてあります。しかし、これ以降に記載されている第7次計画後半における取組の方向性を具体的に実現していくためには、国民への情報発信も非常に重要ですが、国及び自治体で積極的にこの調査を活用でき得るものにしていくことが重要であると思われまので、この点も併せて強調すべきではないかと思います。

以上、最終回でもございますので、大きな方向性を変えることではございませんけれども、できるだけ分かりやすい内容で、この報告書を伝えるという意味でコメントさせていただきました。これから、やはり地籍調査も、そして土地分類調査も非常に重要になってくると思います。ぜひここで議論した内容を検討いただいて、これらの調査をより進めていっていただければと思います。以上です。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、ほかの方々からいかがでしょうか。

恐らく御意見がないほど出来がいいという話ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【石野委員】 土地家屋調査士の石野です。

こちらの報告書を拝見させていただきまして、今ほど委員長がおっしゃっていたように、上出来なものとは言い難いと思っています。その中で指摘というよりも感想及び要望となりますが、まず、11ページの⑤現地調査の整理・将来的なあり方の検討ということで、こちらは筆界確認の類型をケースごとに分類し、ガイドライン等を作成するとございますし、当然これは我々土地家屋調査士がかなり期待されているのではないかと勝手に思っておりますけれども、地籍調査が進まない理由の一つというのは、やはり一筆地調査、境界確認がすごく難易度が高い、難行しているのが進捗率にブレーキをかけているのではないかということは皆さん御承知いただけたと思います。

この問題をクリアすることが、より完成のスピードを上げるものになるのではないかと考えておりますので、今回、小委員会はこれで終了となりますけれども、今後も、このガイドラインの作成等々は進んでいくものと思いますので、その際にはぜひ土地家屋調査の活用をお願いしたいと思っております。

もう一つ感想といいますか、報告書10ページの②現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の対応について、先日、新聞報道されており、何度か通知を送ったにもかかわらず協力しない人に対しては強制的に境界を決めてしまうというような、少しミスリードといいますか、大げさともいえる内容となっていました。こちらはそもそも地積測量図等の客観的資料があった場合にできるという規定だと思っております。それにもかかわらず、この新聞報道では、協力がなくても何度か通知したら大丈夫だよといったふうに読み解かれる可能性もありますので、そちらはできれば修正といいますか、正しく報道していただくような措置をしていただければありがたいと思います。

私は前回のときにも意見させていただきましたし、今回は第7次計画のブラッシュアップで、かなり問題に対応できた施策が提案されたかと思っております。私にしてみれば次の10か年に向けての動き出しをしていきたいなどは思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

では、もうお一方から御意見をいただいてから回答に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。報告書の細かいところに限らず、大所高所から一般的なお話でも構いませんので、

御意見をいただければと思いますが、お願いいたします。

【藤巻（梓）委員】 国士舘大学の藤巻でございます。こちらの趣旨を酌んで整理された報告書案を作成いただきまして、ありがとうございます。

私からは11ページの⑤について、将来的な現地調査のあり方の検討においては新しい民法の共有に関する制度ができたばかりですので、今後、この新しい制度の社会への定着を踏まえて、共有地に関しては長期的な視点で検討していくことになるというふうに理解をいたしました。今後の制度をつくる過程において、現地で問題となっているケースの具体的なイメージを持つことができますと、制度をつくるに当たって有意義なものになるかと思えます。

例えば共有地について、共有者の多数は協力的であるけれども1人2人欠けているケース、全員そろわないケース、あるいはごく少数の者しか立ち会わないケースのどれが多いのか。検討の前提として、どういったケースに焦点を当てて制度をつくっていくのかを確認するために、こういうケースが問題となっているということを、今後に向けて調査いただけますと大変ありがたいと思えます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、事務局から御回答をお願いいたします。

【實井地籍整備課長】 ありがとうございます。

まず、内海委員からいただきました1ページ目から2ページ目の話でございますけれども、3点いただいておりますが、1点目と2点目の部分につきましては、いわゆる効果の部分の話でございますので、概要と効果のところの文章を分かりやすく修正する中で、具体的な効果を示すことによって読んだ自治体の方々が施策の重要性、地籍調査の重要性が分かるような書きぶりをということと受け取らせていただきました。文章につきましては、こちらで検討させていただきたいと思えます。

また、国の役割として施策の立案等という形で「等」でくくってしまっておりますが、例えばその中に地籍調査を実施する市町村を支援する補助金の立案等の具体的な内容を、一般の方々がお読みになったときに分かりやすい事例を盛り込むような形で検討したいと思えます。ありがとうございます。

石野委員からいただきました11ページの⑤の関連で、一筆地調査のガイドライン等をこれから作成する中で、地籍調査の実施におきまして、一筆地調査における土地家屋調査士さんの役割というのは非常に重要なところであることから、包括委託制度について、測量会社

の方々と土地家屋調査士の方々が一体となって受託している例も報告書の中で書かせていただいているところでもあります。そういった背景等も踏まえまして、ガイドラインを検討する際には、御相談させていただきながら進めたいと思います。

それから、無反応者への対応について、説明をさせていただいた第2回目の後、先週の記事も含めまして報道が出ているところがございますけれども、この部分については新しい取組という新基軸の部分でございますので、実際に自治体の方々が実施するに当たって、現場の方で問題が起こらないように、事前の手立てやマニュアル等といった資料等をしっかり整えて、各地域で説明をして混乱のないように取り組んでまいりたいと考えております。

また、次の10年に向けてという話をさせていただいたところがございます。今後に向けた対応というような形で、今回の資料に書いているところですが、今回も含めて4回にわたる小委員会の中で、中間見直しの枠内ではおさまらないような貴重な御指摘、御意見をいただいたものが多々ございます。これらにつきましては、今後の検討課題ということで受け取らせていただき、今回の小委員会の報告書の枠を超える部分につきましては、引き続きまた検討を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、藤巻（梓）委員から、11ページ⑤の民法の共有制度のお話がありました。この部分、長期的な視点で今後検討していくという形で報告書をまとめておりますが、現場でどのような課題があるのか、それを踏まえて検討していくのが非常に重要だという御指摘でございましたので、アンケートになるのか、それともヒアリングの形になるのかは検討させていただきますが、現場の実態もしっかり押さえて、有意義な議論ができるように準備を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【布施委員長】 ありがとうございます。

内海委員から追加でご意見があるようですので、お願いいたします。

【内海委員】 質問にお答えいただきましてありがとうございます。

国の役割についてですが、具体的な事例を冒頭のところで示すという意味ではなくて、国にしかできないことということを考えますと、予算の確保、事業の立案、そして法制の整備、このあたりがしっかりと押さえられている表現にさせていただければと思います。

【實井地籍整備課長】 わかりました。ありがとうございます。

【布施委員長】 ありがとうございます。

【遠山大臣官房参事官】 内海先生から御指摘いただきました14ページのまとめの部分ですが、まず国、地方公共団体で積極的に活用でき得るものにしていくことが重要だという趣

旨を、国民の話をする前にきちんと明記するような方向で修正したいと思います。ありがとうございます。

【布施委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、次のお三方から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本日、最後の場になりますので、せっかくですから皆様から御意見をいただきたいと思っておりますので、私のほうから指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、名簿の順番に、皆様から一言でも構いませんので、御意見、御感想をいただければと思います。

それでは、小野委員、お願いいたします。

【小野委員】 小野です。取りまとめいただきまして、ありがとうございます。非常に分かりやすく、内容も頭に入ってくるような形になっております。

私から意見出ししたものに関しては取り込んでいただいておりますので、特段追加の意見等はない状況でございます。ありがとうございます。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、金親委員、お願いいたします。

【金親委員】 金親でございます。報告書（案）の取りまとめ、大変お疲れ様でした。筆界の認定等に対して意見させていただいたところ、取り入れていただきましてありがとうございます。

第7次計画も中間地点を超え、残りの5年間、計画が進められるわけでございます。その中において難しい状況が山積して、計画目標のところまでなかなか到達することができないということでございます。実施主体である各地方自治体において実施が困難な状況も報告されておりますが、計画を進めるに当たり、国としては、第7次計画についてはここまで達成するという計画目標が示されているわけでございます。したがって、その目標を達成するためには、自治体において、この程度まで実施していかないと、国全体としてその目的は達成できないということになるわけでございます。特に進捗率を上げていくという加速化の観点からすると、それぞれの自治体には優先実施地域に指定されている地域があるのですから、それらのうち調査未了の地域を重点的に実施していく必要があるのではないかと考えております。

その中で、国の基本的な役割としては、全体的な計画を立てることや、それら計画の実施細目やガイドラインを策定することが基本になると思うのですが、それと併せて、そ

それぞれの自治体が残りの5年間でどれだけやっていただけるかという目安や計画を示していただくことで、自治体の動機づけにつながってくるというように考えております。したがって、国全体で何%達成を目標とするという全体計画だけでなく、残りの5年間で自治体の皆様にこれだけ頑張っていただかなければならないというところについての、自治体独自の詳細計画のようなものを、国が押しつけるということではなく、それぞれの自治体で十分な議論をしていただいて、自ら計画を立て実施していくということが必要であると思っております。

その際、国の果たす役割としては、自治体が立てた計画に対して、予算であるとか、人的な負担を軽減するための包括委託の対応、それから地籍アドバイザーの派遣といったものを、組立てていくことが必要ではないかと思っているところでございます。

既に施策として実施しているものもあるわけで、それらを有効に活用していただくとともに、国以外について、都道府県の役割も当然あると思いますので、このようなことについても、もう少し具体的に検討していくことが必要であると考えますので、よろしくお願ひいたします。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

では、続きまして佐橋委員、お願ひいたします。

【佐橋委員】 私のほうから意見はありませんので、感想を述べさせていただければと思います。

報告書(案)を読ませていただきまして、簡潔によくまとめられているものと感じております。特に森林組合でこれまで取り組んできたことを踏まえまして発言した内容、森林組合等の民間事業体が事業実施主体となっている苦勞のこと、それと実際に地籍調査を行ってみて、行政機関が所有する森林の取扱いの周知などについても書き込んでいただきました。誠にありがとうございます。いろいろな具体的な内容を盛り込んでいただきまして、実際にどう発展させていくかということに大いに期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。もう少し多くの方から御意見をいただきまして回答いただこうと思ひますが、それでは、千葉委員、お願ひいたします。

【千葉委員】 取りまとめ、ありがとうございます。

私のほうからは特段ございませませんが、MMSにしろUAVにしろ、取得した3次元データをどう活用するのかというところが課題かと思ひますので、その辺の検討をぜひよろしく

お願いしたいと思います。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

では、もうお一方、仲山委員、お願いできますでしょうか。

【仲山委員】 仲山でございます。

報告書につきまして、一読させていただきました。大変コンパクトにまとまっているという感想でございます。特に埼玉県からいたしますと、県内の自治体にも調査いたしましたところ、やはり街区の境界調査について積極的に進めていきたいというような話もありまして、第2回ときには川口市さんが先行的に実施しているということで、そちらからの御報告もありました。特に民有地同士の境界確認についても問題意識を持っている市町村が多いのですが、それについても整理をして今後進めるべきであるというような心強い取りまとめをしていただきましたので、こういった報告書を県内市町村とも情報共有を図りながら、全国平均より遅れているところもありますが、引き続き積極的に進めていければと思っております。大変ありがとうございました。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、まずここで1回区切って、事務局から御回答いただけるところは御回答をお願いいたします。

【實井地籍整備課長】 ありがとうございました。

金親委員からは、今回、中間見直しということで後半の5年に向けての取組について御示唆をいただいたところでございます。今回、十箇年計画の中間年を迎えるに当たりまして、令和3年度末から各自治体へのアンケート調査、さらにヒアリング等々を行って、現場の実態把握に努めてきたところでございます。その結果を踏まえて、今回、その状況を御説明させていただき、委員の皆様方から御示唆、御意見をいただきながら、今回の報告書をまとめていただいたところでありまして、まさに委員のおっしゃるとおり、それをフィードバックしていくことが非常に重要であるということで認識を新たにさせていただいたところでございます。

今後正式に省令の改正や、通知の見直し等々があるわけではございますけれども、それらの資料を整えまして、来年度以降になるかと思いますが、中間見直し以降の取組について、各現地を回って状況を説明していきながら、取組を進めていただけるようにしっかり周知をしていきたいと思っております。その際には、新しい制度が現地に速やかに浸透していくように、まずは地籍アドバイザーの方々に、この新しい制度の取組についてしっかりと御理

解をいただいて、現場でその状況についてつまびらかに説明をし、御指導いただける、そのような環境が整うようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、国の役割、県の役割、市の役割というような話がありましたけれども、それぞれの立場、場面ごとの役割もありますので、中間見直し以降の取組に当たって協力しつつ、しっかりと普及して現場が進んでいくように取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

佐橋委員から、うまく取りまとめができたかどうか、自信があるというわけではございませんけれども、過大な御評価をいただきまして、ありがとうございました。先ほど金親委員に回答させていただいた話と重複しますが、この内容について現場で誤解が伝わらないようにしっかりと説明しつつ、もし何か現場でさらなる課題等があれば、そういった説明会の中でお話を伺いつつ対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

千葉委員から、3Dデータの活用検討ということで、主に国の直轄事業である基本調査を進めているMMSやリモートセンシング等の先進的・効果的な調査を通じて、最新技術で3Dデータを活用した地籍調査の推進といった検討をさせていただいているところでございます。自治体のほうで実施している地籍調査の中ですぐに活用できる技術というものではないかもしれませんが、そういった新技術の活用について経験を積み重ねつつ、現場で実装可能なものにしていくために、ガイドライン等による普及啓発といった形で取り組んでまいりたいと思っております。

仲山委員からのお話につきましても、佐橋委員のお話と一緒に、この報告書についての御説明を現場にさせていただく中で、この書き込んでいる内容についてしっかりとつながるように徹底してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、藤巻慎一委員、お願いいたします。

【藤巻（慎）委員】 藤巻です。委員会で過去3回いろいろなことを申し上げましたが、それを各所に取り入れていただきありがとうございます。

中間年の報告書ということで、法制度の手の固まっている中で、ぎりぎりのところまで書いていただいたと思います。前回も言いましたけれども、地方自治体がいろいろ疲弊している中で、やはり国が本当に指導的に関わっていく必要があります。人口が減っていく中で役所の数も増やすわけにはいかない中でも、地籍調査をやらないと震災が起こったときに

復旧に何年もかかってしまう。10年かかったら住民はもう戻ってこないということが見えている中で、よりこの国土調査、地籍調査に関して国が積極的に関わられるような制度づくり、仕組みづくりにきちんと取り組んでいただければと思います。

それと、土地分類調査につきましては、この地形分類図や震災履歴図はハザードマップのベースとなる大事な資料でありながら、まだ3年間で目標の21%しか進んでいない。これからもっと進むだろうとは書かれていますけれども、そもそも目標面積、進捗ともに、この土地分類調査を頑張っていたいただきたいと思います。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは前葉委員、お願いいたします。

【前葉委員】 ありがとうございます。予算の確保に向けての話がいろいろと出ておりますが、結局、国交省の担当部局が孤軍奮闘ということでは、お気の毒でもあり、かつ限界もあるので、今後どのように、このような報告書をもって進めていくかという運動論のようなことになってくるのではないかと考えております。

考えてみれば、いろいろなインフラがあって、道路、河川、公園といった、いろいろな要望が出てしまう。農業基盤整備等はとても分かりやすく、一時政権が変わったときに、大幅に予算が減って、その後、政権が変わってまた元へ戻ってというような予算の凸凹が生じているわけです。そうすると、その原因は何なのだろうかということですが、恐らく要望が大きい、要望がたくさん出ているということ、それから政策のプライオリティーであるということですね。予算は限られているので、それをどこにどういうふうに戻していくかということ。そして、それは正しいことなのかどうか。さらに、それを支える論点、この3つがあると思います。誰が声を上げるかということですが、恐らく要望の大きさというのは自治体、つまり現場からどんどんこういうことが必要だということで、我々自治体がしっかりと声を出していかなければいけないでしょうし、それはやっているつもりですが、もっともっとそういう声を上げていくということが必要だろうと思います。

政策プライオリティーは、結局、日本の場合は、それぞれの省庁がありますので、その中で戦っていただかなければいけないのは当然ですけれども、それ以上に、この分野は非常に重要だということを発言していく必要があります、そういうことは国会議員が大きな役割を果たすと思います。ですから、地籍調査に理解のある国会議員を増やしていく、あるいは、そういう議員に大きな声を上げていただくということがやはり必要だろうと考えております。これも今までやってきていただいていると思いますが、これからも地籍調査は大切ですよとい

うことを国会議員の皆さんにしっかり理解いただき、声を上げていただくということが必要だろうと思います。それが正しいことだということを支える部分は、これは世論というか、世の中の確かにそうだよねという声を集約していくことになると思いますので、そのときに我々が頼りにさせていただいているのは学会、学者の先生方、有識者の皆さんがいろいろなところでそういうことを声に出されたり、書いたりされているということ、これが非常に強い論理だろうと思います。

ですから、この地籍調査については、自治体、首長がしっかりと現場の実情を踏まえた要望を届け、それは当然関係する事業者さん、あるいは関係する専門家の皆さんと連携をしながら、しっかりとそういう声を伝えながら、政策のプライオリティーにも訴えかけながら、かつ、それをいろいろなところで議論し、そして書かれたもの、あるいは最近で言えば映像等も含め、どんどん世の中に訴えかけていく努力をしないとなりません。地籍調査はある意味それほど政策の真ん中にいるとは申し上げにくい分野でありますので、埋もれてしまうということにならないように、自戒の意味も込めて頑張っていきたいなと思いながら、この小委員会に参加させていただきました。ありがとうございました。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、吉原委員、お願いします。

【吉原委員】 ありがとうございます。

今回の報告書の取りまとめ、大変ありがとうございました。

これだけ多彩なメニューができてきているということで、いかにこれを市町村で使いこなしていくかが大事であると思っております。自治体の担当者の方々が、これだけの多彩な内容をすぐに理解して的確に運用するということは非常に難しいことでもあろうと思いません。

新たな政策を周知し、使っていくにあたって国が何をすることが重要だと考えます。連絡会議などを定期的で開催するという記述も6ページにございますが、こうした地域に根差した連携に加え、これだけオンラインが発達していますので、物理的な地域に捉われることなく、むしろ市町村の規模や人口構成などの要素や、物理的な地域は離れていても地籍調査について共通性が見られる自治体で、お互い情報を共有できることもあるかもしれないと思います。

そういう意味では、例えばオンライン講習会を国で企画して、地籍アドバイザーの方に連続で講義をやってもらったり、また、前葉委員から御発表のあったような先進的な市町村の

自治体の取組について、実際の体験談を話してもらったりして、その動画を地籍調査ウェブサイトに掲載しておくことで、いつでも誰でも繰り返し視聴できるようにするといった企画・発信を国が行い、みんなが使える情報を増やしていくということも考え得るのではないかと思います。特に地籍調査ウェブサイトは、せっかくあれだけの情報発信のハブがありますので、今回の新しい政策内容についても掲載して、多くの人に活用されるサイトになればと思っております。ありがとうございます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

皆様からひと通り御意見、御感想をいただいたところですが、私からもよろしいでしょうか。

報告書の取りまとめ、本当に大変ありがとうございます。今回は中間の取りまとめということで、計画目標が達成しない見込みがもう既に見えつつあるという中で、いかにすぐ近いところで何ができるのか、どうしていくべきなのかという議論が中心だったかと思います。そういう中では、国が何をやるのか、自治体が何をやるのかという議論が多かったかと思いますが、第8次の計画に向けて、やはり国民の皆様の理解は欠かせない。特に一筆地調査等では効いてくるかと思うのですが、国がやらなくてはいけないこと、自治体がやらなくてはいけないことだけではなくて、国民にも責務というのがあるわけですね。土地基本法の中で権利と責務ということをやっておりますので、そういうところをいかに国民に理解してもらいか、権利だけではなく、責務というものもあるということはどうアプローチしていくのかが、第8次計画に向けて重要になってくるのではないのでしょうか。それがなかなか進まない、難しいところだというのは理解しておりますが、やはりそういうところを継続的に努力していく必要があるということも思った次第です。

土地分類調査に関しましては、継続性というところは重要ですし、全国一律でということも重要かもしれませんが、これだけいろいろ新しい技術が出てきて、防災のやり方、フレームワークも変わってくるという中で、今後どのようなプロダクトをつくっていくべきなのか。ただ単に、これまでのものを継続的に進めるという話ではなくて、そろそろ転換期に来ているのではないかという気がしますので、そのフレームワーク、大枠のところから防災をどう考えていくのかということも含めて第8次計画に向けて議論が必要ではないかと思っただ次第です。

最後に感想のようなことを申し上げましたが、以上、藤巻（慎）委員、前葉委員、吉原委員からの御意見も含めまして、事務局からお願いいたします。

【實井地籍整備課長】 ありがとうございます。

まず、藤巻（慎）委員からのお話でございますけれども、今、自治体が置かれている非常に厳しい状況というお話がございました。これにつきましては、骨子をつくった段階ではそれほど多くのボリュームを割いてはなかったのですが、前回の御議論をいただいた中で各委員の方々から、やはり現場における自治体の置かれている厳しい状況というものが重要であるということをお話いただきまして、今回、報告書の中でも比較的ボリュームがある内容とさせていただいたところがございます。人口減少への対応等につきましては、全国規模の大きな問題でございますので、地籍調査だけどうこうという話ではないわけでございますけれども、そういった社会情勢等も踏まえた形で、どう地籍調査を実施していくか。そういった厳しい状況にある自治体においても、地籍調査が実施できるような環境づくりをどうしていくのかということで、例えば今回、この報告書の中で示しておりますのは、包括委託制度でありますとか、その制度を導入するためのノウハウがまず必要となるということです。そのためには、地籍アドバイザーを現地に派遣し、自治体の方々の支援をするような体制づくりでとか、あるいは国の職員も、そういった問合せ等に対して、丁寧に御説明することが重要であるということで、整理をさせていただいております。地域ごとに課題等があるかと思っておりますので、現場の困難な状況について耳を傾けて、情報をお聞かせいただきながら進めていけるように取り組んでいきたいと思った次第でございます。

前葉委員からは、今回の中間見直しにおける技術的な問題といったところとはまた違った観点からの御示唆をいただいたというふうに受け取らせていただきました。地籍調査を進めるためには、技術的な問題とか、単なる予算配分とか、そういったものではなくて、そもそも取り組む姿勢といいますか、全体としてどう取り組んでいくのか、どう動かしていけばよいのか、すぐに答えが分からないところではございますが、ヒントをいただいたものと受け取らせていただいております。誠にありがとうございました。

吉原委員からは、自治体が各メニューを使えるようにしていくために、どう周知していくかというような話がございました。また、オンラインを使った新しい時代となり、そういったものに対してアクセスがしやすい環境にもあるので、誰もがそういった情報に触れて新しい施策等への理解を得ることができる機会をうまく使えるようにというお話であったと思います。それは翻って広く解釈すると、一般国民に対していかに報告書に書いてある内容をPRしていくのかという部分につながっていくのかと思っております。

委員長からいただいた部分につきましては、国民の理解をということでございました。災

害が起きたとき等には、地籍調査が重要だという話が出てくるわけですが、それが一過性のもので終わらないように、どのような形で広報やPR等を行うか、例えば議論の途中にございましたけれども、防災計画を立てるときの集落の中での話合いの場で、地籍調査についての資料も作って活用いただけるような手段を講じるとか、そういった地域の方々の目に触れるような機会をなるべく多くつくるなど、そういったことについても検討しながら、継続的に取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

【遠山大臣官房参事官】 土地履歴調査につきましては、まず、藤巻（慎）委員から目標達成について御指摘いただきました。土地履歴調査については、第6次計画では100%を達成しておりまして、第7次計画は若干遅れておりましたが、年度後半は報告書でお示しさせていただいたような施策を行うことによって何とか100%に近づけるべく取り組んでまいりたいと思っております。

また、布施委員長からいただいた第8次計画に向けてということですが、この委員会で委員の先生方から御指摘いただいたこととすとか、委員会に並行して利用者や関係部局にヒアリング等を実施しまして、整備範囲がこのままでいいのか、どういったデータを整備していくかということについても、今、利用できるような技術を活用して、また新しい種類のデータをつくるといったことも考えられますので、そういった問題意識を第8次計画の策定に当たってはしっかり引き継いで検討していきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

【布施委員長】 御回答どうもありがとうございました。

それでは、一通り皆様から御意見をいただきましたが、最後にこの一言はというのがもしございましたら。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日も含めて、全4回、皆様からは本当に多岐にわたる貴重な御意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。おかげさまでこれまで薄かったところも厚くなり、報告書としては大分形になってきたという気がしております。

本日いただきました御意見に関しましても、最終取りまとめにおいては反映させていただければと考えておりますので、そこに関しましては、今後、事務局のほうで検討を引き続き進めるということになるかと思えます。

そこで皆様に御相談ですが、今後、最後の報告書（案）の最終調整の部分は私のほうで確認させていただいて、委員長一任という形を取らせていただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、報告書は引き続き最後まで良いものにブラッシュアップできるように努力していきたいと思います。本当に皆様からはいろいろ御意見をいただきまして、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

報告書(案)に関する議論は以上とさせていただきます。本日も御協力ありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

【橘国土調査企画官】 布施委員長、ありがとうございました。

今回は報告書の取りまとめに向けた最後の委員会となりますので、閉会に先立ちまして、中田大臣官房土地政策審議官より一言御挨拶申し上げます。

【中田土地政策審議官】 本当にどうもありがとうございました。私も4回参加させていただいて、先生方の本当に専門的な貴重な御意見をお伺いし、そうだな、そうだなと思いながら今日を迎えているような次第でございます。まずもって4回にわたりまして、大変御熱心な御議論を賜りまして、本日一定の結論に至っておりますことを厚くお礼申し上げます。

ちょうど本日午前中に国土審議会の企画部会がございまして、そこで先ほど出ました土地基本法に基づく土地基本方針、これを本年6月ぐらいになるかと思いますが、その改定を目標として審議会で御議論をいただいているところでございます。大きな方向としまして、人口減少や少子高齢化、あるいは昨今の自然災害の激甚化・頻発化、こういったことなどをいろいろな背景としながら、これから私ども日本国の土地のあり方ということについて、サステナブルな土地の利用や管理といったことを目標にしてはどうかという議論が行われているところでございます。

国土交通省としましては、国土管理における基礎、基盤となります情報を整備するのが国土調査でございますので、本日ここでいろいろ御議論を賜ってきた地籍整備につきましては、これからの土地政策の根幹であるというふうに捉えて、迅速に進めていく必要があると考えてございます。

ちょうどお昼前に、地籍整備に関する国会質疑がございました。私も行ってまいりましたが、けれども、大臣から、地籍調査は重要であり、これからも予算確保に努めていくと力強い答弁がありました。

報告書の内容につきましては、これから最終取りまとめの調整をさせていただきますが、現時点で調査手続の改善措置に加えまして、調査の今後の実施体制、あるいは枠組みといったことなども盛り込んでいただいております。さらには、土地分類調査に関しましては、整備の加速化に向けた調査対象地域の考え方の検討など、種々のものも盛り込んでいただいております。国土交通省としましては、報告書に盛り込まれている全ての事項につきまして、実効性を持ったものとするべく速やかに所要の制度改正及び検討に着手します。第7次十箇年計画の目標達成に向けまして、不断の努力を続けてまいりたいと思いますので、どうか今後とも御指導賜りたいと存じます。

本委員会は本日で一区切りとなりますけれども、委員の皆様方におかれましては、今後の国土調査のあり方に関する長期的な視点での検討の段階、また、本報告書を踏まえた制度改正後の新たな制度の運用段階などにおきまして、引き続き、それぞれの御専門のお立場から御指導を賜ればと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

本委員会において活発な御議論を賜りましたこと、改めて御礼を申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

【橘国土調査企画官】 以上をもちまして、国土審議会土地政策分科会企画部会「国土調査のあり方に関する検討小委員会（第19回）」を閉会させていただきます。これまで熱心な御審議をいただき、どうもありがとうございました。引き続き、国土調査の推進について御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。どうもありがとうございました。